

チョイソコいながわ

有償実証実験に係る地域公共交通会議への協議について

チョイソコいながわの無償による実証実験を令和2年5月から実施しており、持続可能な交通システムの実現を図るため、令和3年7月からは有償による実証実験を実施する予定です。

有償による実験運行については、道路運送法第21条の許可（以下「21条許可」という。）を受け実施します。なお、21条許可の申請に先立ち、公共交通会議において、有償による実証実験の内容について協議するものとします。

道路運送法（抜粋）

（乗合旅客の運送）

第二十一条 一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、次に掲げる場合に限り、乗合旅客の運送をすることができる。

- 一 災害の場合その他緊急を要するとき。
- 二 一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うとき。

【地域公共交通会議にて協議する事項】

① 区域運行に係る事業計画等に関すること（道路運送法第5条関係）

・営業区域 ・運行系統及び運送の区間 等

② 運賃に関すること（道路運送法第9条関係）

道路運送法（抜粋）

（許可申請）

第五条 一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 経営しようとする一般旅客自動車運送事業の種別
- 三 路線又は営業区域、営業所の名称及び位置、営業所ごとに配置する事業用自動車の数その他の一般旅客自動車運送事業の種別（一般乗合旅客自動車運送事業にあつては、路線定期運行（路線を定めて定期に運行する自動車による乗合旅客の運送をいう。以下同じ。）その他の国土交通省令で定める運行の態様の別を含む。）ごとに国土交通省令で定める事項に関する事業計画

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九条 4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者が当該運送に係る運賃等について合意しているときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

【協議後の流れ】

- ・ 地域公共交通会議の同意が取れた後に、運行事業者に対し、「協議が調っていることの証明書」を交付し、運輸局へ各種申請を行います（標準処理期間は、概ね2ヵ月程度）。